

別表1（第1関係）

検疫指定物品

検疫指定物品	以下の輸入統計品目番号に属する中古製品（※）		
	輸入統計品目番号		
（1）農業、園芸又は林業の用に供する機械（整地又は耕作の用に供するものに限る。）	8432.10-000	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	プラウ
	8432.21-000		ディスクハロー
	8432.29-000		その他のもの
	8432.31-000		不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機
	8432.39-000		その他のもの
	8432.41-000		堆肥散布機
	8432.42-000		施肥機
	8432.80-000		その他の機械
（2）農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベレー、収穫機又は脱穀機	8433.20-000	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベレーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84.37項の機械を除く。）	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）
	8433.30-000		その他の乾草製造用機械
	8433.40-000		わら用又は牧草用のベレー（ピクアップベレーを含む。）
	8433.51-000		コンバイン
	8433.52-000		その他の脱穀機
	8433.53-000		根菜類又は塊茎の収穫機
	8433.59-000		その他のもの
（3）農業用トラクター	8701.10-000	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）	一軸トラクター
	8701.30-000		無限軌道式トラクター（農業用のもの）
	8701.91-010		農業用のもの（エンジン出力18キロワット以下のもの）
	8701.92-010		農業用のもの（エンジン出力18キロワットを超え37キロワット以下のもの）
	8701.93-011		農業用のもの（エンジン出力が37キロワットを超え52キロワット以下のもの）
	8701.93-012		農業用のもの（エンジン出力が52キロワットを超え75キロワット以下のもの）
	8701.94-010		農業用のもの（エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの）
	8701.95-010		農業用のもの（エンジン出力が130キロワットを超えるもの）

※ 中古製品とは、本表に掲げる（1）から（3）までの検疫指定物品であって、外国の農用地又は森林で使用されたものをいう。